

令和2年度医療的ケア児支援者育成業務応募要領

この要領は、「令和2年度医療的ケア児支援者育成業務仕様書」に基づく業務の契約候補者の募集に関して必要な事項を定めるものである。

1 資格要件

本業務の受託者に係る資格要件は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本県内に団体（法人等）の主たる事務所を置き、県内の医療機関、障がい福祉関係機関等とのネットワークを有し、医療的ケアを必要とする児童への支援実績があること。
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する登録研修機関として岩手県知事の登録を受けていること。
- (8) 過去5年間（平成27年4月1日～令和2年3月31日）において、岩手県内で医療、看護、介護、福祉などのサービスの連携・調整・相談等を行う事業を連続して1年以上実施した実績（他団体からの受託事業を含む。）を有すること。

2 本業務応募に係る質問について

本業務受託に係る質問がある場合には、「令和2年度医療的ケア児支援者育成業務質問書」を令和2年6月24日（水）17時までに、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課にFAX（番号：019-629-5454）又はEメール（アドレス：AD0006@pref.iwate.jp）により提出すること。

質問の回答は、令和2年6月26日（金）17時までに岩手県公式ホームページ（URL：<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/1010807/index.html>）上において行うこと。

3 応募の手続きについて

1の資格要件に適合し、かつ本業務の受託を希望する者は、「令和2年度医療的ケア児支援者育成業務受託希望届」（以下「受託希望届」という。）を令和2年6月30日（火）17時（必着）までに、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に郵便又は持参により提出すること。

【提出先】〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
（郵便番号は県庁専用番号のため、住所の記載は省略可）

4 契約候補者の選定

県では、提出された「受託希望届」を審査し、当該応募者が1の資格要件を充足し、本

業務実施の受託者として適当と認める場合には契約候補者として決定する。

ただし、複数の者から受託希望届の提出があった場合には、別途定める方法により契約候補者となる者を選定するものとする。

5 契約手続きについて

契約候補者の決定後、速やかに契約候補者となる者から見積書を提出させ、その見積書の内容が適正である場合には、当該見積額をもとに契約額を確定させ、県と当該者との間で契約を締結するものとする。

6 その他

本業務の応募及び契約締結に要する経費（契約書貼付の印紙代、郵送料等）は、応募者の負担とする。